

オランダ
判例速報
2022年
3/4月号

【著作権法及び一般データ保護規則】

即時解雇された労働者が使用者の宅配用車両に描かれた自身の写真の削除を著作権法及び一般データ保護規則に基づき請求した事例（請求棄却）

（ロッテルダム地方裁判所 2021年12月17日判決¹）



会社側が従業員の写真を販促用のパンフレットに使用したり、従業員を広告に起用したりすることがありますが、従業員が写真や映像の削除を求める場合、その法的根拠は何でしょうか。また、会社側はそのような請求に応じなければならないのでしょうか。そして、費用が掛かりすぎることは応じない理由になるのでしょうか。なお、GDPRの文脈では、従業員の写真は個人データ（4条1項）に該当する可能性があります。データ主体たる従業員はいつでも同意を撤回できるため（7条3項）、個人データ処理の正当化事由を従業員の同意（6条1項a号）に求めることは望ましくありません。そこで、会社側は、正当な利益の追求のために個人データの処理が必要であること（6条1項f号）を正当化事由として主張することが考えられますが、果たしてそのような主張は通るのでしょうか。本件では、そのような会社側の主張に労働者が積極的に反論しなかったため、会社側の主張が認められる形となっています。GDPR 6条1項a号にいう正当な利益の判断基準（以下の5.13及び5.14段落参照）を理解するうえで大変参考になると思われ、ご紹介申し上げます。

1 事実関係

(...)

1.1 2017年8月8日、原告は家電量販店のCに7か月の有期労働契約で雇用された。2017年6月22日に当事者により署名された労働契約書の中には(...)以下の通り記載されていた：

“第5条. 当社と貴方の合意事項

(...)

¹ ECLI:NL:RBROT:2021:13048

...肖像権について

8. 貴方は当社の顔です。よって、当社は、貴方の肖像をマーケティング用の素材として使用させていただきます。当社は、これを YouTube、フォルダー、冊子、年次報告書及びその他の当社出版物に掲載します。貴方も楽しいでしょうし、貴方のお母様もお喜びになるでしょう。このため、貴方には肖像権を放棄していただきますが、これは貴方との雇用関係が終了した後にも適用されます。従って、貴方が退社した後でも当社には貴方の写真が残ります (...)

1.2 2018年2月13日、当事者は、二つめの有期労働契約書に署名したが、その開始日は2018年3月8日で、期間は8か月であった。当該有期労働契約書にも、第1.1段落に引用した第5.8条の規定が記載されていた。

1.3 2018年8月24日、C社は、原告に以下の通り通知した。

“Hoera! 当社と貴方はこれからも一緒に働きます。貴方の契約は8か月延長されました。貴方の契約は2018年11月8日付で開始され、2019年7月7日に終了します。その他の貴方の労働条件に変更はありません。”

1.4 2018年10月19日、C社は、原告に以下の通り通知した。

“Hoera、私たちは一生友達です。貴方の契約は、無期契約として延長されました。それは、2019年7月8日からです。その他の貴方の労働条件に変更はありません。 (...)

1.5 2020年8月7日、C社は、原告を即時解雇した。

1.6 2020年10月5日、原告は、民法第7巻第681条にいう申立てを行った。

1.7 原告の代理人弁護士は、2020年11月20日の電子メールでもって、C社に対し、同社が原告の肖像権を侵害したと通知した。また、その中で、C社の宅配用車両に描かれている原告の肖像を削除するとともに、原告の肖像が含まれる同社の販売促進用ビデオをインターネットで閲覧できないようにすることを求めた。さらに、損害賠償として€25,000を原告に支払うよう求めた。

1.8 2020年12月22日付の決定により、ロッテルダム裁判所は、2020年8月7日付で行われた即時解雇は有効と判断した。

(...)

5 判断理由

5.1 本件では、原告の肖像を配達用車両に使用したり、原告が出演したプロモーションビデオをYouTubeに掲載したことにより、C社が原告の肖像権を侵害したり、EU一般データ保護規則(GDPR)に違反したかが問題となる。

5.2 出発点としては、著作権法第21条によると、無断で肖像を撮影された者は、肖像の公表に対して異議を申し立てることができるが、それは、異議を申し立てることに関して合理的な利益を有していることを条件とする。しかし、被撮影者が肖像の公表に同意を与えた場合、被撮影者は著作権法第21条に基づき肖像の公表に異議を申し立てる権利を放棄したことになる。 (...)

5.3 被撮影者が肖像の公表に同意を与えたと判断すべきか否か、与えたと判断すべき場合どのような事情に基づいてそのように判断すべきかは、契約の成立に関する一般規則に基づき判断しなくてはならない。 (...)

(...)

- 5.6 (...) 当事者により提出された書面及び主張された事実関係に基づき、当裁判所は、原告がその肖像を C 社の広告に掲載することに（及びその掲載方法に）明示及び黙示の同意を与えていたと判断する。以下にその理由を説明する。
- 5.7 原告によるその肖像の公表への同意は、第一に、原告が 2017 年 6 月 22 日及び 2018 年 2 月 13 日に労働契約書に署名したことから導くことができるが、当該労働契約書には第 5.8 条の規定が含まれている。第 5.8 条の内容からすると、C 社が原告の写真を広告に使用することを望んでいたこと、原告がその肖像権を放棄したこと、そしてそれは労働契約終了後にもあてはまることに両当事者が意識的に合意していたことは明らかである。 (...)
- (...)
- 5.10 (...) 以上のことは、原告が著作権法第 21 条に基づき肖像の公表に対して異議を申し立てる権利を放棄していたということを意味する。従って、原告による著作権法第 21 条に基づく主張は失当である。
- 5.11 原告の GDPR に基づく主張も失当である。その理由は以下の通りである。写真及びビデオは、GDPR 第 4 条にいう「個人データ」に該当する可能性がある。 (...) 重要な要件は、各個人データの処理について正当化事由が存在することである。正当化事由がない場合、個人データの処理は違法である。
- 5.12 本件においては、2020 年 11 月 20 日に原告の代理人が原告の肖像及びビデオを消去するよう要求したことに鑑みると、GDPR 第 6 条第 1 項第 a 号にいう同意を原告が与えていたことは、同日以降はもはや正当化事由とはならない。このことからすると、原告が個人データの処理に関する同意を撤回したことは明らかであり、GDPR 第 7 条第 3 項に基づき原告はいつでもそのように同意を撤回することが可能である。
- 5.13 GDPR 第 6 条第 1 項第 f 号によると、正当な利益の追求のために個人データの処理が必要な場合、個人データの処理は正当であるが、基本的な自由及び人権がそのような正当な利益に優先する場合はこの限りではない。GDPR 第 6 条第 1 項第 f 号に基づき行われる利益衡量は、肖像権の文脈において被撮影者が公表に同意を与えていない場合に行われる利益衡量と類似している（著作権法第 21 条）；すなわち、私生活の尊重を受ける権利（欧州人権条約第 8 条）と、表現の自由（欧州人権条約第 10 条）の間での利益衡量である。
- 5.14 肖像権に関する判例によると、被撮影者の同意なくして肖像権を広告に使用する場合、被撮影者は、原則として商業広告のための肖像の使用に異議を申し立てる合理的な利益を有する；公衆は、被撮影者を関係する製品又はサービスと紐づけ、 (...) 被撮影者が肖像の使用に同意を与えていないはずがないと勝手に推察し、被撮影者が関係する製品又はサービスを公に支持していることの象徴とみなす。この理由により、このような肖像の無断使用は、原則として私生活の尊重を受ける被撮影者の権利を侵害するとされ（最高裁 1997 年 5 月 2 日判決 ECLI:NL:HR:1997:ZC2364）、本件においては、原告のそれを侵害する。
- 5.15 本件においては、C 社は、それが提供する製品及びサービスのために広告を作成する利益を有しており、これは欧州人権条約第 10 条により保護される。また、C 社は、もし原告の写真をこれ以上使用できなくなると、その費用は法外に高くなり、且つこれが事業に与える影響はあまりにも大きいと主張するが、原告はこの主張に反論していない。さらに、C 社は、原告の肖像は宅配用車両から段階的に消し去られる予定であり、今後新たに原告の肖像を使用することもなく、YouTube 上の映像も既に削除されていることから、既に原告の求めに応じていると主張するが、原告はこの主張にも反論していない。こうした事実に鑑み、当裁判所は、C 社が正当な利益を有していることを十分に主張・立証したと判断し、このような個別具体の状況においては個人データの処理は必要 (...) なものであり、且つ原告の利益と衡量しても、原告の私生活の尊重を受ける権利の侵害は正当化されると判断する。

5.16 以上により、原告の肖像権の侵害にはあらず、C 社による不法行為にもあたらない。原告の請求を認める根拠はない。

(…)
